

地域未来投資促進法支援制度のご案内

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かし、経済的波及効果を及ぼす成長性の高い分野の事業者に対し支援するものです。

支援を受けるためには

◆ステップⅠ

「地域未来投資促進法」に基づく事業計画の承認が必要です。

- 1 地域の特性を活用
- 2 高い付加価値の創出
- 3 地域の事業者に対する相当の経済効果がある事業を県が承認を行います。

※事業者の皆さんには「地域経済牽引事業計画」を作成し
工事着工前までに県の承認を受ける必要があります。

◆ステップⅡ

国の審査委員会による先進性等の確認を受ける必要があります。

主な支援策

- 課税の特例（法人税等）令和10年3月31日まで 詳細は、経済産業省HPをご確認下さい。
地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資について、法人税等を減税。

対象設備		特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品		35%	4%
	上乗せ要件を満たす場合	50%	5% / 6%
建物・附属設備・構築物		20%	2%

【主な課税特例の要件】

- ・設備投資額が1億円以上であること。
- ・設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること。

【主な上乗せ要件】

- ・直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること。
- ・労働生産性の伸び率が5%以上、かつ、投資収益率が5%以上

●不動産取得税の課税免除

先進的な事業に必要な土地・家屋等の取得に対し、不動産取得税を免除。

【要件】上記課税の特例の要件＋取得価格の合計が1億円を超えること。（農林漁業関連は5千万円）

●固定資産税の課税免除

各市町村で取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

ステップⅠ

事業者による地域経済牽引事業計画書の作成・申請
(工事着工前まで)

県による計画の承認

ステップⅡ

事業者による先進性等確認申請
(取得(引渡)前まで・申請は概ね2箇月毎)

国による先進性等の確認(確認書の交付)

先進性等の確認後支援制度の適用が可能
(課税の特例)

※対象資産の取得価額の合計額は80億円を限度
※税額控除は法人税額等の20%までが上限

経済産業省HP



お問い合わせ先

山梨県産業政策部 成長産業推進課まで
TEL:055-223-1472/FAX:055-223-1569

やまなし未来ものづくり推進計画

計画期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

1 地域の特性の活用

- ①ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②医療機器・ヘルスケア等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
- ④食品・飲料等の地域特性を生かした成長ものづくり分野
- ⑤宝飾、織物、印伝等の地域に根ざした成長ものづくり分野
- ⑥半導体関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑦DX推進に向けた通信用デバイス等関連産業・情報通信業等のデジタル分野
- ⑧リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり及びデジタル分野
- ⑨①～⑧の成長ものづくり及びデジタル分野の持続性発展に向けた研究開発等分野

2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。
○付加価値増加分：4,117万円超

3 地域の事業者に対する経済効果

- ①売り上げ： 5%以上増加
- ②取引額： 3%以上増加
- ③雇用者数： 1%以上増加
- ④雇用者給与等支給額： 3%以上増加

やまなし未来物流等推進計画

計画期間 令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

1 地域の特性の活用

○リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野

2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。
○付加価値増加分：4,117万円超

3 地域の事業者に対する経済効果

- ①売り上げ： 5%以上増加
- ②取引額： 3%以上増加
- ③雇用者数： 1%以上増加
- ④雇用者給与等支給額： 4%以上増加

やまなし未来観光地づくり推進計画（観光文化・スポーツ総務課）

計画期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

1 地域の特性の活用

- ①世界遺産富士山、ユネスコエコパーク、世界農業遺産や日本農業遺産、日本遺産、温泉、スポーツ、史跡などの観光資源を活用した観光分野
- ②ぶどう・もも・すももなどのフルーツ、甲州ワイン、印傳・ジュエリー・織物などの伝統的地場産品などの特産物を活用した観光分野

2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。
○付加価値増加分：4,117万円超

3 地域の事業者に対する経済効果

- ①売り上げ： 5%以上増加
- ②雇用者数： 1%以上増加
- ③雇用者給与等支給額： 3%以上増加